

議員提出第15号

永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成21年12月16日

提出者 吉川市議会議員 安田真也

賛成者 吉川市議会議員 中嶋通治

〃 鈴木加蔵

〃

〃

〃

〃

吉川市議会議長 高崎正夫 様

提案理由 口頭

永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書

鳩山民主党連立政権は現在、永住外国人に国民固有の権利である参政権、特に地方参政権を付与する法整備を行おうとしている。

我が国には永住権を持つ外国人が約91万人生活しており、地域に密接な関係を持つに至っていることから、これら外国人に対し地方公共団体の意思決定に参加させるべきであるとして、これまでもしばしば、永住外国人に対する地方参政権の付与について議論がなされてきたところである。

しかし、日本国憲法第15条において「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、また、第93条第2項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定しており、さらに同項中の「住民」の解釈として、平成7年2月28日の最高裁判所判例は「住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味する者と解するのが相当である」としていることから、日本国民ではない永住外国人に対し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは、憲法上問題があると言わざるを得ない。

一方、国籍法はその第4条において「外国人は、帰化によって日本の国籍を取得することができる」と規定しており、帰化し日本人となったならば選挙権が行使できるのであるから現状で何ら問題はない。

よって、政府におかれては、永住外国人への地方参政権付与に関する法律を制定することのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成21年12月16日

埼玉県吉川市議会

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
外務大臣